

議案第 54 号

里庄町いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について

里庄町いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が施行されたことに伴い、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、協議会及び委員会を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例

目次

第 1 章 里庄町いじめ問題対策連絡協議会（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 里庄町いじめ問題対策専門委員会（第 8 条—第 15 条）

第 3 章 里庄町いじめの重大事態に係る再調査委員会（第 16 条—第 21 条）

附則

第 1 章 里庄町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、里庄町いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 17 人以内で組織する。

（委員）

第 3 条 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他相当と認められる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初に開かれる協議会及び会長が就任するまでの間に開催される協議会については、教育委員会が招集する。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

第 7 条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第 2 章 里庄町いじめ問題対策専門委員会

（設置）

第8条 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、里庄町いじめ問題対策専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第9条 専門委員会は、法第1条のいじめの防止等に関する重要事項について調査審議するとともに、法第28条第1項の重大事態が発生した場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（組織）

第10条 専門委員会は、委員7人以内で組織する。

（委員）

第11条 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第12条 第4条の規定は専門委員会の会長について準用する。

（会議）

第13条 専門委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初に開かれる専門委員会及び会長が就任するまでの間に開催される専門委員会については、教育委員会が招集する。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第14条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

第15条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 第3章 里庄町いじめの重大事態に係る再調査委員会

（設置）

第16条 法第30条第2項に規定する町長の附属機関として、里庄町いじめの重大事態に係る再調査委員会（以下この章において「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第17条 再調査委員会は、法第30条第1項の規定による報告があった場合において必要と認められるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。

（組織）

第18条 再調査委員会は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、町長が必要の都度委嘱し、又は任命する委員で組織する。

2 委員は、前条の規定による調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び会議）

第 19 条 第 4 条の規定は再調査委員会の会長について、第 13 条の規定は再調査委員会の会議について、それぞれ準用する。ただし、同条第 1 項において「教育委員会」とあるのは、「町長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 20 条 再調査委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第 21 条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年里庄町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中、町税等徴収嘱託員の部の次に

いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	5,000 円
いじめ問題対策専門委員会委員	日額	14,000 円
いじめの重大事態に係る再調査委員会委員	日額	14,000 円

を加える。